

令和6年3月13日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナワクチンの用法及び用量に係る記載整備について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき承認されている新型コロナワクチンの用法及び用量については、一部の品目を除き、新型コロナウイルスに曝露されていない者を想定した初回免疫として2回の接種と、初回免疫が終わった者に対する追加免疫として1回の接種が規定されていますが、予防接種法に基づく特例臨時接種が進められた結果、令和6年2月時点で、全国民の約8割が新型コロナワクチンの初回免疫を完了しており、全国民の95%以上が新型コロナウイルスに対する抗体を保有していることが確認されています。また、令和6年4月1日以降は、新型コロナワクチンの定期接種の対象者である場合は、通常、年に1回の接種を行うことが想定されています。

本通知は、こうした状況及び令和5年度第9回薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会（令和6年3月4日開催）における議論の結果を踏まえ、新型コロナワクチンの「用法及び用量」について、記載整備することを周知するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)